

令和 年 月 日

印

1. 採卵に至らないケースは助成対象となりません。
2. 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は対象となります。
3. 文書料、個室料等の直接的な治療費ではない費用は含まないでください。